鶴居村長・鶴居村議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

参考様式1

　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運送について、

次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　甲は、乙の所有する下記の自動車を運転手及び燃料込みで借り切り、乙はこれを貸し出しするものとする。

車　　種

登録番号

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、令和５年４月１８日から令和５年４月２２日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、　　　　　　　円（１日当たり　　　　　　円）とする。

２　投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず１日当たり　　　　　　円に令和５年４月１８日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その事由が生じた日が契約の期間前であった場合は、この限りでない。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で鶴居村議会議員及び鶴居村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき鶴居村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。なお、鶴居村に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

　　令和５年　月　　日（契約は告示日前でも可能）

甲　　住　所

　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

鶴居村長・鶴居村議会議員選挙候補者　鶴居　太郎　（以下「甲」という。）と　有限会社　●●…（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

参考様式1

記載例

　（趣旨）

第１条　甲は、乙の所有する下記の自動車を運転手及び燃料込みで借り切り、乙はこれを貸し出しするものとする。

車　　種　　小型乗用自動車（〇〇〇スーパーエース）

登録番号　　釧路０００　い　６７８９（車両のナンバー）

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、令和５年４月１８日から令和５年４月２２日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、３２２，５００円（１日当たり６４，５００円）とする。

２　投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず１日当たり６４，５００円に令和５年４月１８日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その事由が生じた日が契約の期間前であった場合は、この限りでない。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で鶴居村議会議員及び鶴居村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき鶴居村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。なお、鶴居村に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

　　令和５年４月●●日（契約は告示日前でも可能）

甲　　住　所　阿寒郡鶴居村鶴居西１丁目１番地

　　　氏　名　鶴居　太郎　　　　　　　　㊞

乙　　住　所　阿寒郡鶴居村●●…

　　　氏　名　有限会社　●●…

　　　　　　　代表取締役　●●　●●　　㊞